

是正請求事案（地方自治法に違反する認可地縁団体の規約の改正指導に関する是正請求（くらし人権課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成29年3月14日

多治見市長 古川 雅典

1 諮問事案

地方自治法に違反する認可地縁団体の規約の改正指導に関する是正請求（くらし人権課）事案

2 答申日

平成29年3月8日

3 審査会の結論

本件是正請求については、これまでの取組を前提に、更に適切な指導の継続を求めるものとする。

4 是正請求の趣旨及び理由

平成●年●月●日認可告示された●●●●●自治会（以下「自治会」という。）の●●●●●自治会会則（以下「会則」という。）の改正指導を行うよう是正請求する。

地方自治法によれば、「区域」の事項が必要なのにつくられていない。会員の資格は「区域に住所を有する個人」となっているべきものが「●区内に建物を所有し、居住又は営業等を行うものは、1戸を単位として、自治会会員の資格を有する。但し居住又は営業等を行うものが不在でも、建物が存在する場合には、その建物等の所有者であることにより会員の資格を有する。又その建物を賃貸契約等で第三者が居住した場合は、その居住者が会員の資格を有する。」となっている。

以下、役員、総会の項目等を見ていくと、法律の内容を理解することなく運営上楽な方法を取り入れている。中でも許されないのは、総会に出席できるのは班長までで総人員は200人強で住民総数の約3%の人数で総会

を開催し議決しているわけで、それがまかり通っていることも理解できない。申請時点の総会も住民総数からほど遠い人数の総会で議決したものが添付されている。

自治会が法律に基づいて申請する限りは要件を整えるのは当然の義務であり、市の是正勧告に従わないのであれば認可取消しとならざるを得ないと思う。

当初の間違いは間違いとして双方が認め、本来のあるべき姿に改正の促進をお願いする。

5 審査会の判断

本審査会は、以下のように判断した。

認可地縁団体については、地方自治法第260条の2第2項第2号において「その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」と規定されている。しかし、自治会の会則に区域を定める規定がない。また、構成員については、同項第3号において「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができる」と規定されており、「世帯」を単位とすることは認められていない。しかし、会則では、第6条において「1戸を単位として、自治会会員の資格を有する」と規定しており、地方自治法に合致していない。さらに、総会については、会則第14条で「自治会役員及び各町内会選出の代議員で構成する」と規定されており、地方自治法第260条の13で定める総会の要件（構成員の全てをもって組織）を満たしていないものとなっている。このような是正請求人が指摘する会則の不備については、行為庁も地方自治法に合致していないと認識しているところである。そのためすでに、平成27年3月には自治会会長に会員資格について会則の改正を指導し、そして、同年4月には自治会役員3名と会則改正について相談を行っている。さらに、同年10月には是正勧告書を発送し、平成28年1月22日には自治会から市長宛てに、是正勧告に対する自治会会則の改正案が提出されている。こうした経緯をへて、同年4月には総会議案で自治会の取組む事業として会則の改正を行うことを確認し、その後も、市は随時進捗状況を確認し協議を行っているところである。

本審査会は、このような自治会の取組みと市の対応を前提に、更に適切な指導の継続を市に求めるものである。